

日本国憲法(抄)

第十四条すべての国民は、法の下に平等であって、人権信条、性別、社会的身分又は、門地により、政治的又は、社会的関係において差別されない

こやま地区同推協だより

— 第 11 号 —

2004年(平成16年)3月

編集・発行

湖山地区同和教育推進協議会 〒680-0941 鳥取市湖山町北6丁目334 TEL・FAX (0857) 28-1017

生涯学習



「ふりかえって」 湖山地区同和教育推進員 谷尾 洋介

私は、湖山地区の同和教育推進員として働かせていただいていた今年で4年目を迎える。その間、人権に関わる事象や部落問題に関する過去から現在にいたるまでの多くの差別問題を研修させていただいた。ブロック研修会でも各地区で活動された行事などを開かせていただいた。さて、自分が湖山地区で推進員として一体どれだけのことができたのだろう。ただ、研修会に参加させてもらっただけでは足りないかと自問自答することが最近多くなった。推進員とは読んで字の如くである。自分が学んできたことをこの湖山地区のために正しい同和教育を伝えていかなければ何の意味もないのではないのか。

自分が辿ってきた道のりは正にそのようなものであったように思う。4年間の月日の中で、研修を受けながら、お陰様で自分一人だけでは何も出来ないことも理解できるようになった。現在、湖山地区で同和教育に携わっている人たちは、小・中学校の教職員、PTA同推部員、そして私たち地区の推進員と認識している。そして、その人たちの連携ができていないものかと、最近になって考え出した。来年度は各小中学校の同推部員との交流を深めていきたいと思っている。(来年も任命されればの話だが)研修は身近な同推協だよりの作成方法でもいいと考えている。それは、同推部のみんなが興味を持って取り組んでもらえるようにしたい。

「鳥取藩における被差別民のあゆみ」を講義する山田剛先生(鳥取市教育委員会)と、同和教育課主任 前田寿光さん

Table with 2 columns: Date and Event Name. Includes items like '湖山地区同和教育推進協議会事業報告', '鳥取市同和教育協議会(解放センター)', '地区同推協連合会三役会(解放センター)', etc.

自分らしく生きる

人権問題講演会

「性同一性障害をのりこえて」

藤村梨沙さんを迎えて

(人権啓発学習会 湖山地区公民館主催)

藤村 梨沙 41歳・男性



梅の花も咲き誇り、土手にはつばきの花がぼつぼつ見え始めた春の土曜日、湖山地区公民館の計画で人権啓発学習会が開かれました。今までに学習したことのない「性同一性障害」という障害を抱えた藤村梨沙さんを講師に招き、「自分らしく生きる」という演題で約2時間の学習会を体験しました。藤村さんの抱えていた性同一性障害が社会的にもあまり認識されていないことや生活上での問題点が数多いことなど、初めて聞くことばかりで驚きの連続でした。とくに驚いたのは、藤村さんが自分の歴史を振り返り、後悔はあったにせよ、前向きに本当の自分を探しながら生きていったことです。

必要となる性別欄を削除する施策を実施し、鳥取市議会への誓願も全会一致で採択された。性同一性障害者の戸籍の性別訂正が可能になるよう、道庁を訪問し、提出した。また、鳥取市、米子市、境港市でも同様の施策を陳情して、県庁全市での性同一性障害者の保護施策を実現しました。そして、現在では一人でも多くの人たちに「性同一性障害」を理解してもらい、人権ページに行けないくらい、しっしっ泣いていました。藤村さんは、心身ともに健全な人間の一人として生きていくために、様々な障害に苛まれた人たちの真実を知ることにより、より一層、差別のない社会を築いていかなければと思っています。私たちの住んでいるこの日ればと思います。

Table with 2 columns: Date and Event Name. Includes items like '湖山地区同推協だより', '鳥取市同推協だより', '鳥取市同推協だより', etc.

絵本「時の響きて」を読む福安さん



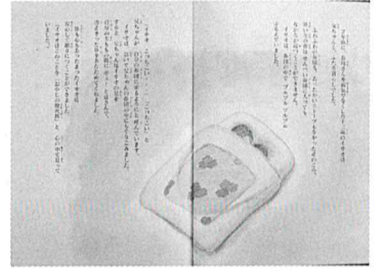
# ハンセン病問題を考える

## いろいろな人との出会いの中から生まれた 絵本「時の響きて」を作成 用瀬町立用瀬保育所園長 福安 和子さん

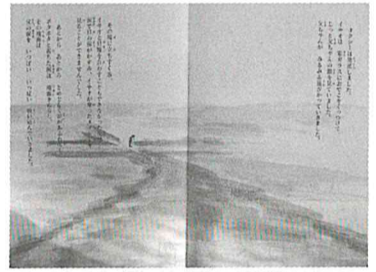
3月14日はハンセン病と人権について考える「時の響きて」と題して、用瀬町立用瀬保育所々長の福安和子さんを講師に招いて、茶屋三反公民館において、人権啓発学習会が開催された。

15年前に赤ちゃん(一歳児)のクラスを担当した頃、クラスの男子のお母さんが難聴で、会話は筆談。口の形が子どもに話したのと同じで、聞き取れなかった。嫁いだ用瀬も難聴ということでも友達が、いつの日か筆談をとる間柄になりました。その人には友達が必要だと思い、「難聴者協会」を紹介しました。やがて自分も耳代わりとなるボランティアグループ「白うさぎの会」に入り難聴者の所に行き筆談をとり、学校に行き個人派遣されたり、国文祭、全同協の開会式にもボランティアとして活動しました。

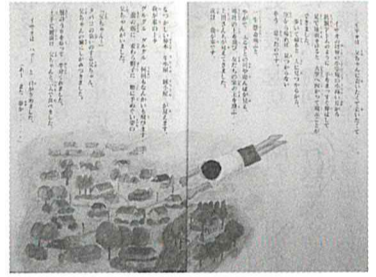
### ふるさとはいつても夢の中



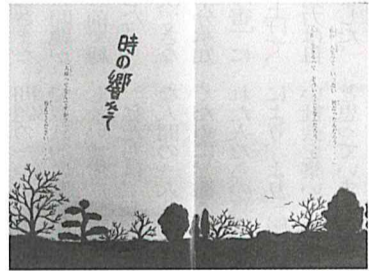
お父さんとの二人暮らしは、幸せな日々だった。



やがて「らい病」と診断され父と隔離されることになる



歩いて帰ると人に見つかるから空から帰れば見つからない夢の中でしか見る事のない「ふるさと」だった。



人間って何だ 人権って何ですか？

筆記者が少ないこと、認識度が薄いなどがよく分りました。また、中途の難聴者には手話がとても困難ということも分かりました。聞こえず、手話のできない人が多かった。最近では、聞こえないから外に出たかという人も随分増えました。

筆記者が少ないこと、認識度が薄いなどがよく分りました。また、中途の難聴者には手話がとても困難ということも分かりました。聞こえず、手話のできない人が多かった。最近では、聞こえないから外に出たかという人も随分増えました。

94年間の空白の時を過ごしたハンセン病患者、らい予防法が廃止され、現在に至っているが、その後の社会復帰にいても、いまだ解決できない問題は山積みである。

その後、用瀬町人権啓発研究会に入ってハンセン病のことを勉強しようとしたのですが、何から勉強していいかわからず、知人の紹介でハンセン病のことをよく知っているという徳水進先生の「ごぶし館」を訪ねました。

その時、今でも忘れない先生の言葉。「ハンセン病のことを勉強するのには、最終的には行政からも支援してもらい大勢の町民集会を開くことができた。その時の集いはNHKのドキュメントでも取り上げられ、市町村単位で「ハンセン病問題」を題材にした集いは全国でも初めてだったそう。

2001年5月11日は忘れられない日でした。らい病患者が訴えを起こしていた、らい病予防法が違法であることが認められ、勝訴となった日です。日本国が敗訴。間違っただけで、地方自治体には正しい理解とハンセン病問題を人権問題の一つとして取り上げるようになりました。

同年、11月には全同協の大返ってきた言葉は意外でした。とても喜んで、「命はつなぐっていきましょう」の一言。

福安さんは、今も全国のハンセン病差別問題に苦しんでいる人たちのことを理解してもらえよう、東奔西走していらっしやいます。

### 「他一名とは…」

我が家に投票所入場整理券が送られてきました。その整理券を入れた封筒の宛名は、世帯主である私の名前と他一名と記載されていました。(鳥取ではありません)他一名とは私の妻のことです。妻は専業主婦ですが、この宛名書を見て、「私はおまけみたいだね」とチョッピリ憤慨しておりました。中身の整理券にはそれぞれのフルネームが記載されていますが、宛名を世帯主他一名としておそろしく役所の事務効率化のためか、

私は最初、この宛名を見て何とも思いませんでしたが、妻の反応を見てすぐ「失礼な手紙だ」と同感してしまいました。世帯主とは、世帯の主たる生計を維持している者です。国民の等しい権利である選挙権の行使については、経済的強弱や性別で区別されるべきではありません。事務効率化のためには思いますが、この手紙の出し方はいかにも配慮を欠いているといわざるを得ません。市区町村によっては、個人ごとに送られてくるところもあり、少なくとも該当者総ての連名で出すといった配慮があつて然るべきではないかと思えます。

ではなぜこのような手紙が出されたのでしょうか。勘ぐりが過ぎるかもしれませんが、要するに一部の行政には旧態依然とした家意識(戸主である父親が中心であり、妻以下の扶養者はその父親に養われている者達に過ぎない)という固定観念が染み付いているからではないでしょうか。かくいう私も妻に指摘されるまで気づかなかつたわけですから、人権担当者としては汗顔の至りであるか、再認識した次第です。

**本の紹介**

西日本人物誌16 松本治一郎 定価1,500円  
「部落解放の父」と呼ばれ、世界水平運動の推進者でもあった松本治一郎の生涯を、新たに発見された資料を駆使して描く。「素顔・横顔」と題したエピソードを随所で取り上げ、貴重な写真も紹介。  
著者 福岡人権研究所 出版 西日本新聞社

アイヌモシリ奪回 ~検証・アイヌ共有財産裁判~ 定価2,700円  
1997年アイヌ文化法が制定され、これまで北海道知事が管理していたアイヌの共有財産の返還が行なわれることになった。しかし、その財産には土地や漁業権は全くなく、146万円の現金のみ。アイヌ有志による怒りの行政訴訟を紹介。  
著者 堀内光一 出版 社会評論社

### 部落史〇×クイズ

- ( ) 江戸時代の被差別部落は、支配者(武士)によって意図的に作られたものである。
- ( ) 江戸時代の初め(徳川家光の時代)の頃から、厳しい身分制度のもとで差別支配がおこなわれてきた。
- ( ) 江戸時代の被差別部落の人々は、極めて貧しい生活を余儀なくさせられた。
- ( ) 江戸時代の被差別部落の人々は、田畑を持つことは許されなかった。
- ( ) 江戸時代の被差別部落の人々は、百姓や町人と関わりのない生活を続けていた。
- ( ) 飢饉の続いた江戸時代後半、被差別部落の人々の人口は減っていった。
- ( ) 江戸時代には、仏教は、被差別部落の人々を差別せず、支援する立場だった。
- ( ) 江戸時代には、厳しい身分制度のために、移住・職業の選択・身分の選択はできなかった。
- ( ) 部落差別を厳しいものにしたのは、徳川家光の出した法令が大きく影響している。
- ( ) 明治時代以降、被差別部落は新しく作られてはいない。

解答は 右欄へ

### 正しい被差別部落のことを知っていますか？(考えてみましょう!!)

- 差別とは正しくない知識が広がり、やがて偏見が現れていく過程の中で生まれる現象です。正しい知識を学ぶことにより、差別をなくしていきましょう。
- (×) 様々な啓発の場面で、「江戸時代の被差別部落は、支配者(武士)によって意図的に作られたものである」という文章に○をすると正解ということになっていますが、部落史の解明が進んだ現在では、必ずしも正解とはいえずなっています。
  - (×) 江戸時代の初めから、厳しい身分制度のもとで差別支配がおこなわれてきたわけではありません。厳しい差別的な法令が藩から多く出されるのは、幕藩体制がゆるく江戸時代後半からです。
  - (×) 江戸時代の被差別部落の人々は、かならずしも極めて貧しい生活を余儀なくさせられたということはありません。全国的な部落の困窮は、明治10年以降といわれています。
  - (×) 江戸時代、田畑を持ち、年貢を納める被差別部落の人々も多くなりました。
  - (×) 江戸時代の被差別部落の人々は、百姓や町人と、経済的な交流がありました。
  - (×) 日本全体の人口が停滞した江戸時代後期にも、被差別部落の人々の人口は増えていったことが、大阪や長野など、各地で確認されています。(他からの流入でない自然増)
  - (×) 江戸時代、仏教は、差別戒名をつくるなど、厳しい差別をしました。そうであるが、部落の人たちは、仏教を大切な心よりどこにしようとした。S村にある寺には、部落の人たちが寄進したお地藏様があります。他の身分の人たちが寄進したものよりずっと立派なものです。しかし、門に近い一段低い場所に安置されています。
  - (×) 江戸時代、移住・職業の選択・身分の選択がまったくできなかったのはありません。勝海舟の先祖は、旗本株を買って武士になったといわれています。
  - (×) 徳川綱吉の「生類憐れみ」に関わるいくつもの法令の影響が言われています。
  - (×) 明治時代以降、被差別部落は新しく作られています。炭坑労働者や港湾労働者の集まるところで、まわりの人々が、そこを被差別部落とみなすと、被差別部落になりました。